

令和6年度教育委員会会議（定例会）会議録

【日時】 令和6年11月19日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 15時47分

【場所】 川崎市役所本庁舎2階 203・204会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満

委 員 野村 浩子

委 員 西井 孝明

教育長職務代理者 芳川 玲子

委 員 森川 多供子

委 員 坂口 緑

【出席職員】

教育次長 池之上 健一

総務部長 佐藤 佳哉

教育政策室長 岩上 淳

教育環境整備推進室長 吉永 太

職員部長 北川 友明

学校教育部長 小澤 毅夫

健康給食推進室長 日笠 健二

生涯学習部長 大島 直樹

総合教育センター所長 大野 恵美

庶務課長 細見 勝典

庶務課担当課長 伊藤 卓巳

教育政策室担当課長 豎月 基

健康教育課担当課長 末木 琢郎

健康教育課指導主事 里見 亜紀子

庶務課課長補佐・庶務係長 葛山 久志

庶務課職員 中山 優子

文化財課長 竹下 研

指導課担当課長 山本 直

指導課指導主事 森嶋 毅

支援教育課担当課長 板橋 美由紀

教育環境整備推進室担当課長 木上 浩

教育環境整備推進室課長補佐 山崎 実

庶務課課長補佐 高木 直子

庶務課職員 長谷川 俊太

教職員企画課担当課長 田中 誠志

教職員企画課担当係長 茅根 真帆

庶務課経理係長 豊本 欽規

生涯学習推進課担当課長 柿森 篤実

健康給食推進室担当課長 片山 美緒

健康給食推進室担当係長 阿部 勇太

地域教育推進課長 二瓶 裕児

地域教育推進課担当係長 江上 弘史

地域教育推進課担当係長 永田 光太郎

【署名人】

委 員 坂口 緑

委 員 野村 浩子

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

(1 4 時 0 0 分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただ今から、定例会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、1 4 時 0 0 分から 1 6 時 0 0 分までといたします。

3 傍聴 (傍聴者 0 名)

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第 1 3 条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

4 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項 No. 5 から報告事項 No. 9 までは、期日を指定して公表する必要がある事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第 7 条第 4 号に該当するため、同条ただし書の規定により非公開とすることに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。

よって、報告事項 No. 5 から報告事項 No. 9 までは非公開とすることに決定いたします。

なお、期日後は公表しても支障がないため、会議録には掲載することといたします。

5 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人について、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

坂口委員と野村委員をお願いいたします。

6 報告事項Ⅰ

報告事項№. 1 請願第3号の報告について

【小田嶋教育長】

では、まず初めに、報告事項Ⅰに入ります。

報告事項№. 1「請願第3号の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

よろしくお願いいたします。

教育委員会宛ての請願を受け付けましたので、御報告いたします。ファイルナンバー01、報告事項№. 1のファイルをお開きください。

資料につきましては、委員の皆様には事前に送付しておりますので、全文を読み上げることは省略いたしますが、請願の趣旨は、「部活動が設置されている川崎市立の学校において、教職員に対し部活動顧問の委嘱等を行う場合、本人の意向を尊重し、実質的なものも含め強制性を伴って就任させることがないようにすること」とするものでございます。

本日の教育委員会では、請願の取扱いについて御協議いただきたいと存じます。

また、請願者より意見陳述を希望する旨の申出がございましたので、意見陳述の可否について、また、認める場合、何分程度とするか、併せて御協議いただきたいと存じます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ただ今報告がありました請願第3号ですが、これは「川崎市教育委員会請願等取扱要綱」第3条第5項第8号の「請願者等が本市の区域外に事務所若しくは事業所を有する団体以外のもの」に該当いたしますので、本請願につきましては、審議を行わないこととしたいと思いますが、御意見ございますでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

ありがとうございます。

私も審議を行わないということに関しては賛成です。ただ、ちょっと確認をしたいことがあるんですけども、この請願の文面の中で「全員顧問制」と称し、「希望することを前提」とした調査がほとんどの学校で行われている」というところが気になります。実際に川崎市内では、先

生方に全員を対象とした顧問の希望調査というものが行われているのか、どのように顧問の先生を決めているのかというところを確認させてください。

【小田嶋教育長】

では、お願いします。

【末木健康教育課担当課長】

学校の部活動の顧問の決定の仕方については、各学校の実情に応じてそれぞれの方法で決めているというふうに伺っております。

ある学校に聞いているところがございますけれども、ある学校では、この文書のように希望調査票を配って確認している場合もございますし、ある学校では、校長先生が自ら顧問と面談というか、ヒアリングを行って決定しているというふうに伺っているところがございます。

しかしながら、各学校の実情に応じて行っているものでございますので、まず我々のほうが実態をつかんでいないところもございますので、まずは、改めて各学校の実情をきっちり調査していく必要があると考えておりますので、それは今後実施していきたいと考えているところがございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、請願第3号は審議を行わないということに決定したいと思いますが、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。

よって、本請願は審議を行わないことに決定いたします。

報告事項No. 2 包括報告事項

(1) 叙位・叙勲について

(2) 令和6年第3回市議会定例会について

(3) 市議会に提出された請願・陳情の審査状況について事項

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 2「包括報告事項」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【細見庶務課長】

それでは、報告事項No. 2「包括報告事項」につきまして、御説明申し上げます。ファイルナンバー02、報告事項No. 2のファイルをお開きください。

こちらは、叙位・叙勲について、令和6年第3回市議会定例会について、及び、市議会に提出された請願・陳情の審査状況について、包括して報告するものでございます。

内容につきましては、ファイルナンバー02-1から3までの資料を適宜御確認ください。

説明につきましては、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 2は終了といたします。

報告事項No. 3 令和6年度川崎市教育委員会職員（学芸員）採用選考の実施について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 3「令和6年度川崎市教育委員会職員（学芸員）採用選考の実施について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【細見庶務課長】

それでは、報告事項No. 3「令和6年度川崎市教育委員会職員（学芸員）採用選考の実施について」、御説明申し上げます。ファイルナンバー03-1、報告事項No. 3のファイルをお開きください。

初めに、「1 趣旨」でございますが、文化財課において、埋蔵文化財行政の効率的・効果的な事業の推進と、市民サービスの向上に向けて、専門的な知識・技能・経験を有する人材を確保するため、埋蔵文化財専門職員（学芸員）の採用選考を行うものでございます。

次に、「2 選考区分及び採用予定人数等」でございますが、選考区分を「埋蔵文化財A」とし、勤務地が「文化財課」の学芸員を1名程度募集いたします。

次に、「3 採用年月日」でございますが、令和7年4月1日となります。

次に、「4 申込受付期間」でございますが、令和6年11月26日火曜日から令和6年12月20日金曜日までといたします。

次に、「5 選考日程等」でございますが、令和7年1月19日日曜日に、川崎市役所第3庁舎で「専門試験」と「個別面接」を実施いたします。

次に、「6 合格発表」でございますが、令和7年2月14日金曜日に、合格者に文書で通知するとともに、教育委員会ホームページに、合格者の受験番号を掲載いたします。

最後に、「7 受験案内の配布」でございますが、受験案内につきましては、かわさき情報プラザ、区役所、市民館、図書館等で配布をいたします。また、選考試験の実施につきましては、教育委員会ホームページに掲載いたします。

なお、ファイルナンバー03-2に、報告事項No. 3資料として受験案内を添付しておりますので、後ほど御参照ください。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 3は終了といたします。

報告事項No. 4 令和5年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査結果について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 4「令和5年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査結果について」の説明を、指導課担当課長、お願いいたします。

【山本指導課担当課長】

よろしくお願いいたします。

令和5年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査結果につきまして、御報告させていただきます。ファイルナンバー4-1、報告事項No. 4のファイルをお開きください。

お手元の資料は、文部科学省の調査に合わせて、神奈川県が実施した調査における本市の状況をまとめたものでございます。2ページから5ページまでは、調査の概要等を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

初めに、「暴力行為の状況」を御説明しますので、6ページを御覧ください。

(1)は「発生件数の推移」で、小学校は昨年度から45件減少し、中学校も昨年度から52件減少しています。

続いて、7ページの(2)は「形態別発生件数の推移」を、8ページの(3)は「学年別の加害児童生徒数の推移」を、9ページの(4)は「2回以上の暴力行為を行った児童生徒数の推移」を示しております。

10ページを御覧ください。今後の対応といたしましては、毅然とした態度で指導を行うとともに、心情や内面の理解を深めて丁寧に寄り添った支援に努め、関係機関との連携も図りながら減少に努めてまいります。また、引き続き、共生＊共育プログラムや様々な教育活動を通して、人間関係づくりのスキル向上に取り組んでまいります。

次に、「いじめの状況」を御説明しますので、11ページを御覧ください。

(1)は「認知件数の推移」で、小学校は昨年度から578件増加し、中学校は38件減少しております。

12ページを御覧ください。(2)は「学年別認知件数」で、小学校は1年生以外の全ての学年で増加し、中学校は全ての学年で減少しています。

続いて、13ページの(3)は「態様別認知件数」を、14ページの(4)は「発見のきっかけ」を、15ページの(5)は「いじめられた児童生徒の相談の状況」を、16ページの(6)は「いじめの解消の推移」を、17ページには「学校における日常の取組」を示しております。

18ページを御覧ください。

今後の対応といたしましては、引き続き、6月から7月末までの任意の1か月間を、児童生徒指導点検強化月間として教育相談やアンケート調査等を行い、いじめ防止等の取組を継続して進めるとともに、組織的な対応が実践されるよう、教員向けの研修を充実してまいります。

また、いじめは、どこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こり得る問題であるとの認識の下、自らの問題として切実に受け止めるとともに、「いじめ防止対策推進法」に基づき、未然防止や早期発見をはじめ、迅速かつ適切な対応が組織的にできる体制づくりへの支援に努めてまいります。

次に、長期欠席の状況を御説明しますので、19ページを御覧ください。

(1)は、「理由別長期欠席者数の推移」で、不登校の児童生徒は、小学校は昨年度から291人増加し、中学校は昨年度から154人増加しております。

続いて、20ページの(2)は、「不登校児童生徒と欠席日数別不登校児童生徒数の推移」を示しております。

21ページを御覧ください。(3)は、「学年別不登校児童生徒数の推移」で、中学2年生以外は全て増加しており、過去5年間で最多となっております。

続いて、22ページの(4)は「不登校児童生徒について把握した事実」を、23ページの(5)は「指導の結果、登校できるようになった児童生徒の割合」を示しております。

24ページを御覧ください。

今後の対応といたしましては、不登校児童生徒が過去最多となっている現状等を踏まえ、本年7月に策定した「不登校対策の充実に向けた指針」に基づき、「チーム学校による校内支援の充実」、「多様な教育機会の確保」、「関係機関との連携強化」を取組の柱として、不登校対策を総合的に推進してまいります。

なお、「参考資料」として、神奈川県及び全国の状況を添付しておりますので、後ほど御確認をお願いします。

また、1点修正をお願いします。資料2-1の(1)、真ん中の表の年度の部分でございますが、「令和元年」とするところが「平成」のままになっておりました。こちらのほう、「令和」に訂正をお願いいたします。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等はいかがでしょうか。

森川委員。

【森川委員】

御説明、ありがとうございました。

私は暴力行為について少しお話ししたいんですけども、暴力行為というのは曖昧というか、どこまでが暴力行為でどこまでが違うというのは結構曖昧だと思うんですけども、ここの数が減ったという報告がありましたけども、私自身もついこの間、教員をずっと蹴っている児童を見かけて止めに入るという、その子が手をあげたので止めに入り、大人だって心も体も傷つくんだよという話をついしたばかりなんですけども、そういった水際でぎりぎり抑えられている件数がかな

り多いと思うんですね。なので、ここのポイントが少し減ったからといって減っているわけではないということを、委員会でも私たちもここを認めてこの表は見なければいけないと思います。

あと、もう1点なんですけども、私は保護司もしてまして、中学校の暴力行為に関してはちょっと思うところがありまして、今後の対応といたしまして、もちろん心に寄り添う、いろんな事情があるということに寄り添っていくのはとても大事だと思いますが、お子さんが抱えている背景がかなり複雑になっていますので学校だけで立ち向かうのは難しいというケースもあります。ただ、中学校の生徒たちに教えてあげてほしいのが、それによって失うものが非常に多い、一番失うものがあるのは生徒なんです。13歳、14歳、15歳で、もしも何かしてしまったら少年院に行って長い子は何年も出てこれず、出てきても保護観察がつき、もちろん高校には行けず、とにかく日本は人生で1回失敗してしまうとなかなかリスタートの難しい制度だと思うので、そういうことを中学校で教えてあげる。処罰を教えることが教育委員会の仕事ではないとも思うんですが、情報として、安易に振り上げたこぶしを下ろしてしまうことによって何を失ってしまうのか、そしてそれは二度と手に入らない。私の知っている生徒さんでも、高校の権利を失い、鑑別所で三日三晩泣き尽くしたという子もいるのですが、泣いても戻らないので、そういったことも学校の中で教えてあげられたら少し減るかなと思います。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

芳川委員。

【芳川教育長職務代理者】

御報告、ありがとうございました。大きく3点ほど教えていただきたく、お願いします。

まず、文部科学省のデータの中でいじめの重大事案という報告があったかと思うんですけれども、川崎市のいわゆるいじめの重大事案の件数を、もしお分かりでしたら教えていただきたいんですが。

【山本指導課担当課長】

令和5年度は0件になっております。

【芳川教育長職務代理者】

ありがとうございます。

そのほかに、文部科学省のデータの中に、毎年一緒ではないんですけれども、自死事案、自殺事案のデータもあるんですが、川崎市はどんな感じでしょうか。

【山本指導課担当課長】

そちらにつきましては、個別の案件については特に公表してはおりませんので、ここでは差し控えさせていただきます。

【芳川教育長職務代理者】

分かりました。

その部分が、今回、その重大事案の発生がないというところはとても大事なことだと思うんですけども、ただ、実際にいろんな件数が、特に小学校は増加したりとかしていますので、こじらせないことというところと、あとは、毎年、先ほど質問させていただいた自殺の部分は、実はいじめ自殺というふうにつながったりとかしているし、いじめ、不登校というふうにつながったりとかしていますので、ちょっとその辺り、ここじゃなくてもいいですけど、もし何か取組があったらいつか教えてください。

2点目なんですけれども、このいじめについてデータで見えていきますと、PTAや地域とともに協議をするという件数が少なかったんですよね。そこは、ほかの市町村のところでは地域で例えばいじめ防止キャンペーンとかそういうふうにやって、結構、保護者と地域と学校と一緒にあってそれに取り組んだりとかしているんですが、川崎市の状況はいかがでしょうか。

【山本指導課担当課長】

地域との連携は、実は少し低いところが我々も課題と感じております。現在、各学校でコミュニティ・スクールですとか地域の連携とかを進めておりますので、そういったところでもっともっと情報も共有しながら進めていく必要があると考えております。

【芳川教育長職務代理者】

ありがとうございます。

結構大変なんですね、地域と保護者と巻き込んでなんですが、いじめの問題は学校だけでは解決できないというふうに思っていて、保護者もその自覚をお持ちで地域全体でと考えていく必要があるかと思しますので、そこはできれば委員会が中心になって進めていただけると、特に小学校の悪口、からかいというところも結構ありますので、そこが少なくなっていく可能性があるんじゃないかなというふうに思います。

あと、すみません、3点目なんですけれども、不登校が結構長期化していると思うんですね、20ページで見えますように。60日、90日とか増えていたりとかしますが、不登校の場合は常に早期発見・早期対応とか、あるいはなってしまった対応があると思うんですが、多分それ以上に大事なのは未然防止だと思うんですけれども、各学校でどのような形で不登校に対する未然防止の活動をされているのかとか、そこら辺の取組がもし分かったらお願いします。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【板橋支援教育課担当課長】

ありがとうございます。

未然防止、おっしゃるとおり、本当にそこが一丁目一番地の取組だというふうに考えておりますので、指針のほうでも、まずは「チーム学校による校内支援の充実」ということを掲げさせていただいております。校内支援は本当に幅広くて、子どもたちが学校にいる間にとにかくまずしっかり分かる授業を、子どもたちが楽しい授業、その授業づくりの部分から支援が必要なお子さんに対してきちんと専門的な支援につなげていくですとか、本当に幅広い取組があると思っています。

ますし、現在、実際に学校ですごく頑張ってくださっていると思っています。

ここ数年で言いますと、支援教育コーディネーターが全校配置されましたので、コーディネーターを中心として支援が必要なお子さんに素早く適切な支援を届けていくということが、特に川崎では取組が進められているかなとは思っておりますが、指針もできましたことですし、さらにその辺、何が必要なのか、どんな支援が必要なのかというのは検討していきたいと考えております。

【小田嶋教育長】

どうぞ。

【芳川教育長職務代理者】

ありがとうございます。

多分、未然防止を考えたときにコーディネーターでは足りないんじゃないかなと現実は思っております。つまり、全ての教職員、教員がさらに意識していかないと、コーディネーターだけがすごく重荷を背負わされた形になって、しかもコーディネーターは今どちらかというと臨時的な支援とか、あるいはリテラシーのところの押さえに可能性、傾向がある児童生徒の対応で精いっぱいとなってきます。そうすると、チーム学校以前に授業であったりとか、多分ずっとつながってきて教員の資質向上であったり、そして働き方ともつながっていくと思うんですが、その考えの中で実際に授業の部分はそれぞれ頑張っていると思うんですが、果たしてそこ辺りの部分を、なかなか見えにくいと思うんですけども、ぜひそこをもう少し入り込んだ形で各地区の学校はこういう形で不登校支援をやっていますみたいな、取り組んでいますという何か見えるようなものがあるととても助かるなというふうに思いました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょう。

坂口委員、どうぞ。

【坂口委員】

ありがとうございます。不登校について伺います。

この21ページの資料を見ますと、全般的にとっても増えていて、1学年当たりの数もすごく増えていて、私が一番驚いたのは1年生の伸び率といいますか、1年生のうちに学校に来たり来なかったりという習慣がついてしまうお子様がいらっしゃるということだなと思いました。恐らく、これはもう学校の勉強以前の御家庭の状況とかが関係するんだろうと、そこは学校だけが責任を負っている部分ではなくて、御家庭の問題とうまく連携するようなことが、本当はスクールソーシャルワーカーがつかないでいただければ本当にいいんだろうと思います。つまり、お子様の支援ではなく御家庭の支援でも入ってくるだろうと思うんですが、スクールソーシャルワーカーの職務の中にどの辺りまで低学年の不登校の支援というのを職務としてお願いできる状態なのか、その辺りを教えていただけると助かります。

【山本指導課担当課長】

現在、スクールソーシャルワーカーにつきましては各区役所のほうにありまして、基本的に、お子さんでも保護者でも相談をしたいというときには学校のほうに相談をしていただければ、校長先生から区役所のほうに依頼があって、そこで派遣できることになっておりますので、そこはぜひ学校のほうに積極的に相談をしていただければと思っております。

【坂口委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

森川委員。

【森川委員】

不登校についてですけども、先ほど芳川委員のおっしゃったとおりだと思いましたが、学校だけでは難しい、支援教育コーディネーターさんだけでは難しいと思うんですね。私はもう目の当たりにしているんですが、今後の対応の中の文言の中にぜひ考えていただきたいのが、不登校対策に関わっていると必ず言われる言葉が、かなり年配の方たちから言われるんですけど、不登校はわがままでという意識が絶対にまだあると思うんですよ。でも、わがままであろうと何であろうと、不登校が増えている限りは学校現場としては対応しなければならないと思うんです、わがままであろうとも。なので、もう対応せざるを得ない状況に来ているので、そういった言葉を浴びせられるとやはり教員の方々だって心が折れていると思うんですよ。一々聞いてそうじゃないんですよと言っていかなきゃいけないし、その程度の認識を教育委員会のほうから発信して、わがままとかではない、各子どもたちが自分の中では消化し切れない、それこそ今、坂口委員がおっしゃった1年生から現実にいるんですよ、すっかり来なくなっちゃう子。その子の背景には家庭があって、子ども自身が消化できないものを抱えているということが、その件数がとても増えていることは事実なので、決して不登校はわがままで、どんなにいいんだとか怒ればいいのかとか、そういった発言は極力防げるような方向性の文言など、そういうのを意識していただけたら現場はありがたいかなと思います。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

野村委員、どうぞ。

【野村委員】

御報告、ありがとうございます。質問と意見と述べさせてください。

23ページで長期欠席の状況のところで、指導の結果、登校できるようになった児童の割合が増えたというようなことがありますけれども、その指導というのが具体的にどういうことなのか、内容を少し具体的に教えていただきたいというのが1つです。

それから、意見としましては、芳川先生がおっしゃったような未然防止の部分とか、坂口先生がおっしゃったような1年生の頃からもう不登校が出ているところと関連してなんですけれども、これだけ不登校が出ているということでは、たくさん対策を用意してくださっていると思うんですけど、個別対応では間に合わない時代が来ているんじゃないかなというところにそもそも大人も気づかなきゃいけないと思っています。学校そのものが変わるという意味ですね。

例えば、私は保護者なので周りのお母様とかお子さんとかを見ての感想でしかないんですけど、例えば先生が幼稚園の頃に比べて学校の先生が大きな声で話す、その子の目の前に行って話すんじゃなくて、大きな声でどなるように注意をすとか、それだけでも威圧感を感じるとか、食事の時間はすごくせわしなくて食べるのが苦しいとか、いい子にしていなきゃいけない、みんな一緒じゃなきゃいけないというところも緊張感に耐え難いとか。それから、御家庭もやはり1年生になるということですから、すごく不安が大きいと思うんですけど、「何か問題はなかったか」みたいな聞き方を御家庭ですることが子どものマイナスの思い出を想起させてしまうきっかけになるなんていうのは、私は息子の学校で先生からアドバイスを聞きました。懇談会とか折に触れて、その年頃のお子さんに対してどういう関わりがお勧めなのかというのを先生の口から家庭に届けていただくような機会があると、もう少し家庭を巻き込んだ育ちの機会になるのではないかなと思っています。

これはもうそもそも論になってしまうんですけど、文科省との関係もあってこういう調査のまとめ方になっているとは思いますが、いじめ、暴力、そして不登校ということがまとめて発表されると、やはりどうしたって不登校も問題行動のように扱われているような印象を私は拭えないんですよね。せめて発表するときに川崎だけでも切り離して発表する、それだけでも全然、社会の意識を変えることも私たちの責任だと思うので、その辺りを何とかできないのかなという問題意識はあります。これを見るたびに不登校の御家庭はすごく苦しいんじゃないかなと思って拝見していました。難しい部分もあるかと思うんですけども、御理解いただければと思います。

【小田嶋教育長】

質問。

【野村委員】

最初の部分です。

【小田嶋教育長】

最初の部分。はい。

【山本指導課担当課長】

まずは指導という部分についてですが、指導という言葉を知るとちょっとイメージが湧かない部分もあるかもしれませんが、日々行っている対応という部分になりますので、例えば学校はやはり関係を切らさないように努力をします。でも、先ほどあったように無理やり行かせるということもあまりよくないというのがありますので、とにかく本人がどういう不安を感じていて、例えば今、学校内に別室を用意して居場所をつくって、そういった中で人との関わりがまた生まれて登校できるようになったというのが1つの例として挙げられると思います。ですので、指導と

いうと確かにちょっとイメージが湧かないんですが、日々行っている対応、これが結果として学校へ行けるようになったという受け止めでいいのかなと思っております。

【小田嶋教育長】

要するに、これは指導というよりも本当は支援の結果なんですけど、この項目のこの表現も文科省の。そうですね、さっきおっしゃったこの扱いとも重なるところで、文科省の形だとこれにならざるを得ない、なっているというところですよ。

かつては不登校も問題行動としてひっくるめた表現だったのを、そこは問題行動と別に不登校等という形に変えたという経緯があって、その課題というのは我々も文科省も認識は十分しているところなんですけど。だから、さっき森川委員のお話にもあったように、不登校はわがままみたいな捉え方、まだまだそういう捉え方をしてしまう人も中には本当に保護者にも地域の方にもいると思うんですよ。少なくともというか、教員はもちろんそういう捉え方をしていなくて、どういう形でチームで支援していくと、この子に合った前向きなものが出てくるのか、そのためには家庭との連携も十分必要だし、必要があれば、これはさっきあったようにスクールソーシャルワーカー、みまもり支援センターの力を借りるとか様々なものを総合的にやっていく必要があるんで、そういったものをひっくるめて指針のほうでまとめているものを今後より具体化していくということになるのかと思います。

それぞれ貴重な御意見をありがとうございます。

西井委員、どうぞ。

【西井委員】

2番目の資料ですかね、その中に神奈川県内の暴力行為の1,000人当たりの比率を他都市と比較した表がありますが、川崎市が非常に有意に低いという特徴があると思うんですけども、これは何らかの対策を取られた結果こんなに低くなっているのか、他都市との違いというのはどういうふうになるんでしょうかという質問が1点です。

【山本指導課担当課長】

ありがとうございます。

実は、これをどのように受け止めたというのは様々な意見がございます。単純に川崎だけが非常によくて全く少ないというだけの捉え方はできないかなというふうに思っております。

先ほどもあったように、暴力行為、定義は資料のほうに載せさせていただきましたが、文部科学省が例として出しておりますが、これをどの程度のところまでのものを掲示をするか、我々としては学校から上がってきたものを上げているということですので、それがやはり地方、都道府県、自治体によってその受け止め方がどうしてもずれが出てしまう部分はあるのかなと思うことと、もちろん減っていることは悪いことではないと思うんですけども、やはりこれは数だけで判断するのではなく、日々行っている暴力行為に対する未然防止、それから対応というものを引き締めてやっていかなければいけないものだというふうには受け止めております。

【西井委員】

ありがとうございます。

今ほど数字だけが全てで、だから問題ではないんだという話がありましたけれども、そのとおりだと思っていて、そういう意味では先ほど森川さんが、暴力行為については発生したタイミングによっては人生を左右するとか、戻れなくなっちゃうということだと思いますので、したがってどういう原因か、未然に防ぐということはどういう原因を防げばいいのかという分析が必要だと思います。なので、その努力はぜひ継続してほしいというのが1点です。

それから、先ほどの暴力行為がどういう人生につながるかというのは、結論は出ているんですけども、不登校に関して言うと、小学校、中学校のときに不登校だったから、どういうふう to 人生を送るのかということについてはあまり議論されていなくて、数字だけを取り上げているような気がいたします。そういうところはもう少し長い目で見てあげて、研究を取り入れた中でこのテーマについて認識するということが大事なことだと、このように思いますので、併せてお願いできればと思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

この暴力行為の数字が本当に極端に低いということは我々もすごい注目して議論はしてみましたけど、他都市と違うところで言うと、それだけではないと思いますけど、川崎市の共生＊共育プログラムを小学校1年から積み上げていって、対人関係とか社会性を、プログラムを通して身につけていくというような効果がやっぱり影響があるのかなと思うんですね。ただ、横浜も同じようなものをやっていますので、横浜と比べてこれだけの差があるというのは研究していく必要があるかなと思っています。

ほかにはいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 4は終了といたします。

以下、非公開となります。

<以下非公開>

7 報告事項Ⅱ

報告事項No. 5 坂戸小学校校舎増築その他工事請負契約の変更について

【小田嶋教育長】

続いて、報告事項Ⅱに入ります。

報告事項No. 5「坂戸小学校校舎増築その他工事請負契約の変更について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長、お願いいたします。

【木上教育環境整備推進室担当課長】

それでは、報告事項No. 5「坂戸小学校校舎増築その他工事請負契約の変更について」、御報告申し上げます。

令和6年第4回市議会定例会に提出いたします、「坂戸小学校校舎増築その他工事請負契約の変

更について」の議案の内容につきまして、御説明いたしますので、ファイルナンバー０５－１、報告事項Ｎｏ．５のファイルをお開きください。

坂戸小学校校舎増築その他工事請負契約につきましては、令和４年６月２３日に議決をいただいたものでございまして、本議案は、契約金額２３億６，６２３万６，４００円を２５億４，１４０万８，１００円に変更するものでございます。

次の２ページ、参考資料を御覧ください。

「１」には議決いただきました契約の内容を、次の「２」と３ページの「３」には、これまで市長の専決処分として報告させていただきました契約変更の内容を、次の「４」には今回の変更理由を、それぞれ記載しておりますが、詳細につきましては、資料で御説明いたしますので、ファイルナンバー０５－２、報告事項Ｎｏ．５の資料を御覧ください。

初めに、「１」の事業の概要につきましては、本事業は、坂戸小学校の児童増加に伴う教室不足を解消するため、校庭の南側に増築校舎を整備し、その後、北側の既存校舎Ａ棟を解体し、校庭として整備する計画となっております。

次に、「２」の建築工事に係る契約の経過につきましては、本事業の工事着手後において校門前の歩道下に水路構造物が埋設されていることが判明したことや、建設業界全体の建設技能労働者の減少の影響等により完成時期が遅延することを保護者や地域の皆様に説明を行い、建築工事については、現在までに２回の変更契約を締結しております。

契約の経過につきましては、下段の表に記載のとおり、第１回の変更において、完成期限を令和６年３月２９日まで延長し、第２回の変更において、完成期限を令和７年２月２８日まで延長するとともに、建築コストの高騰を反映して契約金額を２３億６，６２３万６，４００円に変更しております。今回の第３回の変更において、契約金額を２５億４，１４０万８，１００円に変更し、第２回の変更と合わせて、議決契約金額の１割を超える変更契約となりますので、議案として提出するものでございます。

次に、「３」の第３回の変更理由についてでございますが、水路機能保全に係る関連工事として、水路構造物の保護等に係る人件費、リース料、工事費、工事監理費が約１．１億円増加し、安全性向上に必要な対策等として、バルコニー手すり、飛散防止フィルムなど内外装の仕様変更、児童用仮設通路の整備、地中障害物の撤去等により約０．７億円増加したものでございます。

資料右側に参りまして、上段に増築校舎配置図を、下段に事業費の見込みを参考として記載しておりますので、後ほど御参照ください。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等はいかがでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

御説明、ありがとうございました。

今拝見している資料の左下のほうで、３番、変更理由、第３回についての（２）の部分なんですけれども、内外装の仕様変更、バルコニー手すり、飛散防止フィルムとあります。こちらの仕様変更というのは、今回、突如見つかった水路構造物とは関係なくですか、それとも関係があっ

ての仕様変更でしょうか。

【木上教育環境整備推進室担当課長】

特に関係はございません。内外装を検討していく上で、工事の施工者の側から提案があったということでございます。

【野村委員】

分かりました。

いろんな工期とか、それから建設の段階があるので、素人の私に言えない部分もあると思うんですけど、突如ではない部分であるならば市民の感覚で言うと予算の見込みが甘いというか、始まってしまえば後から何ぼでも増やせるみたいなふうになってしまうのは困るなと思っていて、本当にエビデンスがないですけど、大金を扱う以上としては、何か建物を建てます、掘ってみたら思ってもいないものがありました、お金がかかります、じゃあ増やしますということが当たり前に行われてしまうと、本来は市民としてはもっとほかにお金をかけてほしいものがあつたりもするのに、一度始まったものに関しては気軽に増やしていいのかという感覚があるんですね、率直に申し上げると。ですから、掘ってみて初めて分かったものに関しては仕方がないと思うんですけども、あまりにも気軽に内外装の仕様変更で0.7億円かかりますというのはちょっと解せなかったというか、仕様変更はどのぐらいマストなものなんでしょうか。これを行わないことによってどういったことが損なわれますか。

【木上教育環境整備推進室担当課長】

飛散防止フィルムというのがございますけれど、これは外装材でプロフィリットガラスというガラスブロックの大きいようなものが設置されているんですけど、そちらが吹き抜けのところにしつらえてあって明るい学校をつくるということで設定しておりまして、何か事故が起きても設計時点では大丈夫であろうというふうに考えていたようなんですけども、ただ、もし何か物が当たってそれが割れたときに破片が落ちてこないというようなことをやることを飛散防止フィルム、お子さんたちの安全を考えてやはりこれはやったほうがいいであろうということで、かなり考えた上で設置されたというふうに聞いております。

【小田嶋教育長】

どうぞ。

【野村委員】

ありがとうございます。

私も安全は大事だと思うので、その点についてはそうなんだなというふうに理解しました。ただ、それはもうあらかじめ設計上ここにガラスがあることも分かっている、安全を優先するようなフィルムをつけるほうがいいということを、やっぱり見込みが甘いという印象になってしまっていて、そういうことも含めて最初の予算が分かっていた、それも含めた金額でこれをやるのかやらないのかという判断ができると思うので、もう少し具体性を持って計画して、初めのうちに発表できる部分については御報告をいただくほうが今後安心かなと思っています。市民の納得感とし

ての話で申し訳ないんですけど、これからはお願いしたいなと思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

西井委員。

【西井委員】

2つ質問したいんですけど、1つは、坂戸小の児童数の増加の傾向というのは、当初、計画を令和4年に立てられて着工されていますけれども、そのときと変化はあるんでしょうか、ないんでしょうかというのが1つ。

それから、もう1点は、2回目の追加の申請ということなんですけども、この際に代替案で、何かもう少し工事費全体を見直しするような、下げるような努力をされたんでしょうか。オルタナティブがあったんでしょうかということについて教えてください。

【木上教育環境整備推進室担当課長】

児童数の推計でございますが、ちょっと今調べているので、先に事業費のことについてお話ししたいと思うんですけど。

右下のほうに事業費の見込みということで、当初、1月時点で事業費がどのぐらい膨れ上がるかということで、右下の一番下を書いてある令和6年1月に御報告した金額が約5.6億円だったということなんですけれども、いろいろ工夫を重ねて、実際、現時点の見込みでは5.5億円の増額ということで0.1億円圧縮するというふうな工夫はしているようです。労務単価ですとか材料費の単価というのがすごく上がっている状況の中でも、いろいろ工法を工夫して下げる努力はしたというふうには伺っております。

あと、児童推計、基本計画を立てたのが令和2年1月の頃なんですけれども、そのときは児童推計、令和6年時点で757名ということだったんですけど、実際は693名ということでちょっと下振れをしているという状況ですが、上昇傾向にはあるということでございます。

【西井委員】

ありがとうございます。

計画、完工時が2年ずれると、児童数が増えているからその児童たちはどこに行っているのかというのが気になりまして、つまり、もし民間でこのぐらい、費用が2回に応じて設備投資費用が膨らむと、そこに投資しないで別の工場でカバーしようかというふうに考えるんですね。それを別に子どもと設備と一緒にしたら問題があるのか分かりませんが、児童数が増えていくところをほかの学校でカバーするという考え方は普通だったらやると。

これは1月の時点でも5.6億円で、今は5.5億円で1,000万円カットしましたと、見直しましたということではなくて、当初の計画はさらにこれよりも大幅に少なかったわけですね。それを2回修正しているわけですよ。公共事業を連動でやっていらっしゃるということで、予算を1回決めちゃうと単年度ごとにそこから再スタートというルールになっているのかもしれないですけど、もともとの計画は令和2年度の児童数に基づいて増設工事を始められたわけで、

そうすると最初の数計画では多分増えている、20%近く増えていると、そういうことを何とかしようかという考え方に至っていないと、節税というふうにはならないですね。税金の無駄遣いを防止するという観点には立ってないですね。そういう意味で、建築を担う方は建築の予算の保障だけをするんじゃないくて、学校の運営側とほかにどういうふうな選択肢があるということを議論して、オルタナティブを考えてできるだけ増加しないように工夫するというような取組がないとこういう問題がこれからも何ぼでも起きるといふふうに思います。ぜひ仕事の進め方の見直しをしていただきたいなと、そういうふうに思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

学区の変更で対応するという事例もありますけれど、基本、学校が変わるというのは大変なことなので、何とか限られた敷地の中での増設だとかをもって、飲み込んでいこうという計画になっていると思うんですけど。そういった考え方もあることはありますけど、学校が変わるということは本当に大変なことになりますので、なるべくそうならないようにやっていますけれど、いろいろ課題が出てきてしまったということで、参考にさせていただければというふうに思います。

ほかにはいかがでしょうか。

【西井委員】

ありがとうございます。

ただ、ない袖は振れないという答えがあるんですよ。大変なことじゃないとは一言も言っていない。やっぱり税金を使っているいろんなことに、設備を、インフラをよりよいものに改善していかなくちゃいけないところはほかにもいっぱいテーマありますよね。その中でも増設というのは非常に大きな設備投資だといふふうに考えますと、やはり「はい、そうですか」ということにはなかなかならないと。そういう意味で、十分なオルタナティブを検討した上で、これがよりベターな選択なんですという説明がぜひ欲しいと、そういうことです。

【小田嶋教育長】

この学校の事案だけでなく、ほかにも同様の事案がありますので、本当にしっかりと計画を立てながらそういった説明できるようにしていく必要があるなと思っています。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 5は終了といたします。

報告事項No. 6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 6「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 6「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」、御説明申し上げます。ファイルナンバー06、「報告事項No. 6」を御覧ください。

「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御報告し、承認を求めるものでございます。

初めに、「1 臨時代理した事項」の「(1) 件名」につきましては、「川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正の方針」でございます。

次に、「(2) 内容」につきましては、教育長の期末手当の年間支給割合を100分の5引き上げ、6月期と12月期に100分の2.5ずつ均等に配分します。

なお、本年の6月期の期末手当は既に支給済みであることから、本年12月期の期末手当の支給割合については、100分の5引き上げるものでございます。

次に、「2 臨時代理を行った日」は、令和6年11月6日でございます。

次に、「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、令和6年12月期における教育長の期末手当についての支給割合の改定が必要となり、同年11月26日に開会いたします同年第4回市議会定例会へ条例議案を提出する必要があるございましたので、教育長が臨時に代理したものでございます。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 6につきましては、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は承認することに決定いたします。

報告事項No. 7 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 7「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【細見庶務課長】

それでは、報告事項No. 7「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について」、御説明申し上げます。ファイルナンバー07-1、報告事項No. 7のファイルをお

開きください。

「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第4条第1項第2号の規定に基づき、教育長が専決した事項について、同条第2項の規定に基づき、御報告するものでございます。

初めに、「1 専決した事項」でございますが、「(1) 件名」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」でございます。

次に、「(2) 内容」は、「令和6年第4回市議会定例会に提出を予定する次の議案について、異議のない旨の意見を提出した」もので、専決を行った議案は記載のとおりでございます。

議案第188号につきましては、先ほど、本日の定例会で御報告しておりますので、本件では議案第169号、議案第170号、議案第195号及び議案第196号について、御説明いたします。

ファイルナンバー07-2、報告事項No. 7資料1のファイルをお開きください。

議案第169号「川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の議案概要でございます。

こちらは、子育て部分休暇制度を新設し、及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、職員の請求により時間外勤務をさせてはならないこととする職員の範囲を、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員まで拡大するため改正するもので、令和7年4月1日から施行するものがございます。

議案第169号の説明は、以上でございます。

次に、2ページを御覧ください。

議案第170号「川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」の議案概要でございます。

こちらは、川崎市人事委員会から市議会及び市長に対してなされた令和6年10月7日付け報告及び勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額の改定等を行うため、並びに一般職の職員の給与改定に関連して特別職の職員の期末手当について必要な措置を講ずるため改正するもので、公布の日から施行となりますが、1(1)アについては、令和6年4月1日から適用、1(1)イ及びウ、並びに(2)のうち令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当に関する改正規定、1(1)エ及びオについては、令和7年4月1日から施行するものでございます。

議案第170号の説明は、以上でございます。

次に、ファイルナンバー07-3、報告事項No. 7資料2のファイルをお開きいただき、8ページ及び9ページを御覧ください。

議案第195号「令和6年度川崎市一般会計補正予算」についてでございますが、「13款 教育費」を「12億1,749万4,000円」増額し、総額を「1,352億7,146万2,000円」とするものでございます。

内容といたしましては、22ページ及び23ページを御覧ください。

「歳入歳出補正予算事項別明細書」でございます。

特別職給与費、職員給与費及び共済費で、人事委員会勧告等を踏まえ、給料、職員手当及び共済費を増額するものでございます。

議案第195号の説明は、以上でございます。

次に、ファイルナンバー０７－４、報告事項Ｎｏ．７資料３のファイルをお開きいただき、４ページ及び５ページを御覧ください。

議案第１９６号「令和６年度川崎市一般会計補正予算」についてでございますが、「１３款 教育費」を「１０億６，１４０万１，０００円」減額し、総額を「１，３４２億１，００６万１，０００円」とするものでございます。

内容といたしましては、１２ページ及び１３ページを御覧ください。

「歳入歳出補正予算事項別明細書」でございます。

「教育施設費」の「社会教育施設整備費」でございますが、「教育文化会館再整備事業」について、地中埋設物の影響により、工事スケジュール等が変更となったことから、「１０億６，１４０万１，０００円」の減額補正を行うものでございます。

次に、６ページにお戻りください。

「債務負担行為補正」でございます。

「労働会館・教育文化会館再編整備事業」について、地中埋設物の影響により、工事スケジュール等が変更となったことから、期間を令和７年度から令和８年度まで、限度額を「５５億２，８９８万６，０００円」として、追加するものでございます。

次に、７ページを御覧ください。

「地方債補正」でございます。

同じく「教育文化会館再整備事業」について、地中埋設物の影響により、工事スケジュール等が変更となったことから、「社会教育施設整備事業」の限度額を「１０億３，８００万円」減額し、総額を「１７億６，３００万円」とするものでございます。

議案第１９６号の説明は、以上でございます。

次に行きますが、ファイルナンバー０７－１、報告事項Ｎｏ．７のファイルにお戻りください。

「２ 専決を行った日」でございますが、令和６年１１月１１日でございます。

２ページを御覧ください。

令和６年第４回市議会定例会に提出を予定する議案（歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案）について、異議はないものとして市長に回答した文書でございまして、３ページには、市長が教育委員会の意見を求めた依頼文書を添付しております。

説明につきましては、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項Ｎｏ．７は終了といたします。

報告事項Ｎｏ．８ 学校給食費の改定について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項Ｎｏ．８「学校給食費の改定について」の説明を、健康給食推進室担当課長、お願いします。

【片山健康給食推進室担当課長】

健康給食推進室の片山と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、「学校給食費の改定について」、御説明いたします。

まず、先だって実施いたしました「学校給食に関するアンケートの実施結果」から御説明いたしますので、報告事項No. 8資料2のファイルをお開きいただき、2ページを御覧ください。今回は、保護者と、児童生徒にそれぞれアンケートを実施いたしました。

3ページを御覧ください。初めに、保護者アンケートの結果から御説明いたします。今回、小学校各区3校、中学校各区2校、特別支援学校4校の保護者9, 144人から回答を得ました。

4ページを御覧ください。保護者からの回答数を、区別、学年別に集計した表となっております。

各アンケート項目の回答について、御説明いたしますので、5ページを御覧ください。給食の満足度については、「満足」、「まあ満足」を合わせて、90%以上の回答となりました。

6ページを御覧ください。給食に求めることについては、「栄養バランス」との回答が90%以上と最も多く、次いで「美味しさ」、「食材の安全性の確保」との回答がありました。

7ページを御覧ください。給食に求めることに関するその他の意見については、「量、ボリューム」や「有機野菜の使用や添加物の不使用」などに関するものがありました。

8ページを御覧ください。学校給食のよいと思うことについては、90%以上の保護者が「子どもが美味しそうに食べている」、「栄養バランスに配慮されている」点など6項目に対して、よいと思うと回答しました。

9ページを御覧ください。改善してほしいことについては、約40%の保護者が「果物やデザート回数が少ない」と回答し、約35%の保護者が「食べる時間が足りない」と回答しました。

10ページを御覧ください。食材の産地については、約51%の保護者が「今後も、国産で調達できるものを使用してほしい」と回答し、約45%の保護者が「食材の安全性が確保されているのであれば、国産品にこだわる必要はない」と回答しました。

11ページを御覧ください。食材の産地に関するその他の意見については、「外国産の食材を使用しても構わない」や、「無添加や無農薬の物を使用してほしい」などがありました。

12ページを御覧ください。多様な食材の使用については、約63%の保護者が「給食費が高くなっても、多様な食材を使っしてほしい」と回答しました。

13ページを御覧ください。多様な食材の使用に関するその他の意見については、「多様な食材を使用してほしいが、値上げはしないでほしい」や、1食当たり15品目という「品目数にはこだわらない」などがありました。

14ページを御覧ください。給食費の値上げについては、約51%の保護者が「値上げはやむを得ない」と回答し、「どちらかといえば、値上げはやむを得ない」と回答した保護者を合わせると85%以上となっています。「値上げはやむを得ない」、「どちらかといえば、値上げはやむを得ない」と回答した方にその理由を伺ったところ、右側のグラフのとおり、「様々な物価が上がっているため、給食費の値上げもやむを得ないと思うから」という回答が最も多く、一方、「値上げはしないでほしい」、「どちらかといえば、値上げはしないでほしい」と回答した方にその理由を伺ったところ、左側のグラフのとおり「負担が大きくなり、家計が厳しいから」という回答が最も多くありました。

15 ページを御覧ください。「値上げはやむを得ない」その他の理由については、「値上げに賛成」や「値上げはやむを得ないが、市や国に補助してほしい」などの回答がありました。

16 ページを御覧ください。「値上げはしないでほしい」その他の理由については、「無償化してほしい」などの回答がありました。

17 ページから22 ページまでは、その他、給食についての御意見や御要望を自由に記述していただいたものです。感謝の言葉や値上げに関すること、給食回数、牛乳に関すること、給食時間に関することなど多くの御意見、御要望がありました。一部抜粋でございますが、後ほど、御確認ください。

23 ページを御覧ください。次に、児童生徒アンケートの結果を御説明いたします。保護者アンケートを実施した学校と同じ学校で、小学校は4・5年生、中学校は1・2年生の各学年1クラスでアンケートの実施を依頼し、2,360人から回答がありました。

24 ページを御覧ください。給食の満足度に関する質問には、全体で92%以上の児童生徒が「とてもおいしい」、「おいしい」と回答しました。

25 ページを御覧ください。学校給食のよいと思うことについては、小中学校ともに90%以上の児童生徒が「毎日違うものが食べられる」と回答しました。

26 ページを御覧ください。学校給食のなおしてほしいことについては、小学校では60%以上の児童が、中学校では70%以上の生徒が「果物やデザートの手数が少ない」と回答しました。

27 ページを御覧ください。好きなメニューについては、小学校では「きなこパン」との回答が最も多く、次いで、「フルーツポンチ」、「カレー」となり、28 ページに進んでいただき、中学校では「カレー」との回答が最も多く、次いで「フルーツポンチ」、「からあげ」となりました。

29 ページ以降は、その他、給食について思うことを自由に記入していただいたものですが、「美味しいです」や「献立についてお願い」、「デザートをもっと出してください」という意見、栄養士や給食調理員への感謝の言葉などがありました。一部抜粋でございますが、後ほど、御確認ください。

「学校給食に関するアンケート実施結果」につきましては、以上でございます。

次に、「学校給食費の改定について」、御説明いたしますので、報告事項No. 8 資料1のファイルをお開きいただき、2 ページを御覧ください。

本市の学校給食費について、小学校で平成30年に改定し、中学校で平成29年度に設定して以来、改定を行っておりません。この間、大きく物価が上昇しており、不足する食材料費への対応として、令和4年度及び令和5年度は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用することによって、令和6年度は学校給食運営基金の取崩しと一般財源の充当によって、学校給食費を値上げすることなく、保護者負担の軽減を図ってまいりました。一番下の表を御覧ください。今年度は予算ベースで、保護者からいただいている1食当たりの学校給食費に、小学校で50円、中学校で60円程度を、食材料費として上乗せしております。

3 ページを御覧ください。学校給食費設定の考え方でございますが、「とにかく美味しい学校給食」などをコンセプトとした「健康給食」を引き続き推進し、成長期の子どもたちに望ましい給食を安定的に提供できるよう、物価の高騰が続く現在の状況に対応した学校給食費を設定する必要があります。

4 ページを御覧ください。このような考え方にに基づき、物価の高騰が続く現在の状況に対応するため、令和7年4月から学校給食費を改定します。改定に向けては、十分な保護者への周知期

間を確保する必要があることから、令和6年11月末に規則改正を行い、改定額を決定いたします。前回、学校給食費を改定した平成30年以降の物価上昇を踏まえて新たな学校給食費を設定することとし、平成30年を基準年として、本市の消費者物価指数の食料の、直近1年間の平均値を比較し、その上昇率から算出した額を、令和7年4月からの学校給食費とします。

5ページを御覧ください。改定後の令和7年度の学校給食費となります。表の中央にある、1食当たりの単価の列を御覧ください。現行の単価に物価上昇率として算定した117.5%を乗じて、小学校で270円から317円へ、47円の値上げ、中学校で320円から376円へ、56円の値上げ、特別支援学校幼稚部で180円から211円へ、31円の値上げとなります。

6ページを御覧ください。物価連動の激しい昨今の社会状況を踏まえ、将来にわたって本市の学校給食の質を一定に保つことができるよう、令和8年度以降の学校給食費については、物価に連動して、前回の改定時から、1%以上の消費者物価指数の増減があった場合に改定するものとし、新年度の予算案に反映させるとともに、新年度当初の献立作成や保護者への周知期間を確保するため、毎年11月に翌年度の学校給食費を算出するものとします。

学校給食費の算定方法について御説明いたします。右下の表を御覧ください。直近1年間の消費者物価指数の平均②から⑤までは仮定の数値でございますが、例えば、令和8年度の学校給食費については、令和7年度の学校給食費の改定を行う際に使用した①の指数と②の指数を比較し、1%以上の増減があるため、学校給食費を改定することとなります。

令和9年度については、前回改定時の指数②と③を比較し、増減率が1%に満たないため、学校給食費の改定は行いません。

令和10年度については、令和9年度、学校給食費を改定していないため、直近で改定した令和8年度の②と、④の指数を比較して、増減率を算出いたします。

また、令和11年度の部分にございますように、増減率がマイナスとなる場合には、値下げの改定を行います。

7ページを御覧ください。学校給食の更なる充実に向けましては、近年、物価高騰の影響を受けて使用する食材が限られてきておりましたが、本市が望ましいと考える学校給食を提供するために必要な食材料費を安定的に確保することで、将来にわたって学校給食の質を維持してまいります。

また、子どもたちや保護者のニーズを踏まえて、より魅力的な学校給食を提供できるよう、学校給食の充実に向けて取組を進めるなど、引き続き、学校給食を通じて、子どもたちが将来、望ましい食生活を自ら実践するための力を育んでまいります。

8ページを御覧ください。今後のスケジュールでございます。11月末に規則改正を行い、学校給食費を改定し、十分な保護者への周知を行った上で、令和7年4月から改定後の額を徴収いたします。

ただし、児童生徒以外で給食を喫食する教職員等の学校給食費につきましては、令和7年1月から改定後の額を徴収いたします。令和7年度以降、毎年11月に翌年度の学校給食費を算出し、必要に応じて規則改正等を行ってまいります。

説明につきましては、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問、御意見、ございますでしょうか。

坂口委員。

【坂口委員】

丁寧な説明、ありがとうございました。

非常に大変な中でやっていらっしゃることが分かりました。

令和8年、今回ではなくて、今後の予定が含まれていたもので、そちらについてお伺いしたいんですが、資料だと8-1の6ページにあります令和8年度以降の学校給食費の算定方法です、こちら、今回合わせて物価上昇率が1%のときに学校給食費を見直すということを周知するということだと思うんですが、また同じような細かい資料をつくって説明することになるのか、それとも、これはもうこういう決まりなのでということで、例えば額がこれぐらい変わりましたということを教育委員会で保護者の方に説明していく、そういう簡易な方法に変わるのか、その辺りについて教えてください。

【片山健康給食推進室担当課長】

まず、今回の改定に合わせて、今後は物価連動方式で決めていきますよということを周知させていただきますので、来年度以降はたんたんと、来年度の金額はこれになりますよという形で周知させていただくということになります。

【坂口委員】

承知いたしました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょう。

西井委員。

【西井委員】

今の坂口委員の質問に重なりますけれども、物価連動方式を採用すると、いわゆる生鮮品のところの変動幅というのが、やはり気候等の影響によって大きく変わるところもあると思うんですよね。したがって、通常は民間企業、我々のような食品会社の場合、これをどのぐらい値上げするかということについては、生鮮品を除いた物価指数みたいなものも考慮に入れながらやって、なるべく毎年変わらないように平準化みたいなものを導入してやることになるんですね。

今回は、平成30年からの17.5%という、こういう上昇率を採用されているので、これを令和7年度から取り入れていくということになると、やはりそこを一気に上げるというと、それから毎年見直しをしていくというところが、その部分の説明がなかなか受け入れにくいのではないかなという気がいたしました。

平準化するなら平準化する。もう少し複数年のようなところにしていく。あるいは、物価連動方式を取るのであれば、今みたいな変動指数をどういうふうに考えるかという、考え方を入れるという、どちらになるのかな。その両方やっていらっしゃるような気がするので、そこはどういうふうに説明されるのかなというのは、気になります。ちょっと、答えられますか。

【片山健康給食推進室担当課長】

御意見ありがとうございます。

確かに、いろいろな消費者物価指数がある中で、どれを使っていくかということをも最初考えたときに、やはり給食は生鮮食品を使うのが一番多いんですけれども、気候の影響ですとか、上がり下がりが激しくて、ちょっと不安定な要素が多いのでということから、生鮮食品も生鮮食品を除く食料も全部含めた食料という指数を今回は使っていこうという形で検討させていただきました。

あとはこの先、平準化してちょっとずつ上げていくのかということですが、今、まず平成30年からの物価の変動で大幅に足りなくなっている部分を早めに埋めないと、この先も子どもたちの食材を削っていかなくちゃいけないというのが数年続いてしまっているのは望ましくないなと思っておりまして、ですので、今回は平成30年からの物価上昇分を踏まえるので大幅な値上げになってしまうんですが、この先、物価の上昇率がだんだん落ち着いてくれば、ここから先はそんなにいきなり10円、20円とか毎年上がらなくても大丈夫かなというふうに思っているところです。

【西井委員】

大変ありがとうございました。今の御説明だと思うんですけど、まず1点目の食料品、生鮮品以外の食品を含めた物価指数を使われたということで、そうすると、他の自治体とかの値上げされるところと同じような指数を使われていますね、その公平性は大丈夫でしょうかという。

それから、令和7年度の17.5%というのは、ある意味で説明できると思うんですね。それはもう我慢していただくということで納得いただくことにして、その後、令和8年度以降のところを、あらかじめ御案内してしまうという、物価連動方式をやるんだということは、その最初の質問、公平性は大丈夫ですかということに必ずかかってくると思うので、そこはどういうふうにお答えになりますか。

【片山健康給食推進室担当課長】

まず、ほかの自治体の給食費の決め方なんですけれども、あまりはっきりと、これを基準に決めてきますと打ち出しているところがなくて、川崎も今までそうだったんですけれども、何となくこれぐらい足りなくなってきたりとか、いろいろな給食で使っている食材の上がり幅を全部計算して、細かく出して決めていたりとか、横浜さんですと、前回改定した直後のメニューを今つくろうとするとこれぐらい足りないの、その分値上げしますとか、皆さんいろいろなやり方があって、あまりはっきり決めているところはない中で、今回、消費者物価指数の食料の指数を基準に、今後川崎は決めていきますよとはっきりさせることで、保護者の皆さんにとっても、何となくどうやって値上げ幅を計算しているのかよく分からないところが、少し明確にはなるのではないかなと思っていますところです。

【小田嶋教育長】

どうぞ。

【西井委員】

非常にクリアな、現時点では、来年17.5%上げるために、物価連動方式を採用しましたということでは、成立する論理だと思うんですけども、先、令和8年度以降もこれを使っていきますというような、本当に物価というものの指数だけで費用ができていくわけじゃないですよね。つまり、人件費もあるし、それから原燃料費みたいなものもあるじゃないですか。ここで、物価連動方式というものを採用しますと宣言することが、逆に首を絞めたり、つまり、ある程度、値上げというのは、総勢が納得する理由として、これ以上続けると、栄養バランスや、保護者や生徒児童が納得するものが提供できなくなりますというような、ある程度アンノウンな部分の理由でやらなきゃいけないところも出てくると思うんですよね。

先々のことを縛りませんかというのが、あのときにこう言いましたよねということになりはしないかというのが、ちょっと心配なんです。

【小田嶋教育長】

今、人件費のことのお話がありましたけど、うちは給食費は食材料費のみを保護者負担としてるので、その部分は切り分けて考えられますね。

あと、補足を、室長からお願いします。

【日笠健康給食推進室長】

健康給食推進室の日笠でございます。

西井委員の御意見、ごもっともなところがあると思いますので、今まさに教育長のほうから少し御助言いただきましたけれども、給食費は食材料費ということで、ほかの人件費とか、維持管理費は全て市費のほうで負担しておりますので、そういう意味では食材料費に特化するということでございます。

あと、指数が、公平性とか、多分、妥当性とか、そういったものがあるのかという御指摘だと思います。今、先ほど担当課長のほうもお話ししたとおり、なかなかこれまで、私どもも含めて、ほかの自治体も、給食費は具体的にこの指数を基準にしますとか、これを基準に改定しますとか、これが基準で決まっていますとかというのはやっぱりなかなか決まっていなくて、そこをはっきりと明確に申し上げることはできないんですけども、今回あえてこの指数ということで明記させていただいたのは、ここ最近、物価高騰しておりまして、実際に臨時交付金などもここ2年、令和4年、5年と充てて、今年も市費を補正予算という形で充当させていただきました。その基準となっているのが、今回の消費者物価指数でございまして、生鮮食品は本当におっしゃるとおり、非常に変動幅が大きいので、この指数は使わないと。ただ、生鮮食品を含めた食料ですね。この指数を使って、実際にこれまで不足分を充当してきて、これが実際正しいかどうかは、客観的になかなか根拠を示すことは難しいんですけども、結果として、ここ2年、その実績である程度給食費をしっかりと安定的に提供、給食を安定的にできるような形で食材料費を維持できていたということで、過去も、全くそういう根拠がないと言いつつも、やっぱり物価指数は当然参考の指標として使っておりました。ですから、ここ最近のそういう実績と、過去これまでに参考にしてきたものということで、今後も引き続きこの指数を一定頼りにすることで、しっかり食材料費を確保できるんじゃないかということで、今回もそれを基準に設定しましたし、今後もその指数に基づいて考えていこうということでございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

よろしいですか。

野村委員。

【野村委員】

御説明ありがとうございます。2つお尋ねしたいと思います。

8ページに今後のスケジュールというのがありまして、保護者に十分な周知を行うということなんですけれども、十分な周知というのは、こういった手段を計画されているのかというのが、まず1つです。

2つ目は、アンケートの中で、およそ85%ぐらいの方が、おおむね値上げは仕方がないという御回答をいただいているんですけれども、一方で、他都市は公費で負担してもらっているのに、川崎はどうしてというような意見があったのも事実だと思うんですね。そういった保護者の方を取り残すわけにはいけないので、この値上げという発表があったときには、どうして川崎市では負担ができないのかという声は、きっとあると思うんですけれども、それに対して納得のいく説明がないと、やはり保護者というのは、そうかとは言ってもらえない。言わなくても進むんでしょけど、正直。でも、そこの説明とか、誠実な姿勢というのが今後につながってくると思うんですね。

1個1個の決定はもっともだとしても、決定して進んでいったことが、市として誰を大事に考えて、市政をやっているのか、教育行政をやっているのかということのメッセージにつながっていくと思うので、ここで給食費を保護者に負担してもらうという決定をするということの意味の大きさを考えると、納得のある説明は不可欠だと思うんですね。

今の時点で、保護者からそういった質問があった場合に、こういった説明をする予定があるのかというのを教えてください。

【片山健康給食推進室担当課長】

ありがとうございます。

まず、保護者の皆さんへの周知方法なんですけれども、紙資料でチラシをつくって配らせていただきたいと思います。そして、この間、今年度の教育委員会等でも御説明させていただいたような、給食費をどういう形で市が負担したり、保護者の皆様からお金をいただいたりしてつくられてきているのかとか、この間、食材料費が不足して、子どもたちの食材が大分限られてしまっている状況ですとか、その辺について改めて御理解をいただきながら、値上げについても御理解いただく必要があるかなと思っております。

給食の一食当たりの単価を上げないと、例えば国から来年いくらもらえるとか、市の予算でいくら分補助できるのかというのが不透明なままですと、給食をどこまでつくっていくかという単価が上げられないので、子どもたちの給食の内容がなかなかちゃんとした質を維持していけないと考えておまして、だから単価を上げることはどうしても必要かなと思っていて、その上で、それを保護者の方に丸々負担していただくのか、誰が負担するのかというのは、また別の問題だと思っておまして、今回は給食費の額をまず上げさせていただきたいというふうに思っていま

す。

その上で、先ほどもお話させていただきましたが、給食って人件費や設備、光熱水費に関わるものを市が負担して、食材料費の部分のみを受益者負担として保護者にお支払いいただくというのを原則として川崎市はやってきていることです。その原則を曲げて、そこにほかの皆さんからいただいた税金を投入していくのかということころは、かなり政策的な判断ですとか、市全体の施策の中でどこに税金を割り振っていくのかということころの問題になると思っておりますので、そういう部分については市全体の中で検討していくことになるかなというふうにお答えするふうになると思います。

【野村委員】

丁寧な御説明ありがとうございます。非常に納得感がありました。

一方で、そのぐらいのレベルの話というか、それを保護者の方がどのぐらいぱっと分かるのかということころでいうと、これぐらい誠実な説明あってこそそのものだということもあると思うんですよ。ですから、配るプリントにどこまで書くのか分からないんですけど、例えばこのアンケートを取られた以上、他都市は無料なのに、無償化だったのに、何でうちは値上げなのというレベルの会話になるのは見えていると思うので、そこがまた川崎市の悪評を呼ばないようにするためにはどうしたらいいかと、ここはもうこういううわさになり得るということを予想した上で、例えば給食の試食会とかもあると思いますので、そういうところで実物を目にしながら、何かVTRを流して説明する機会を持つとか、紙だけとなると、どうしても質問もできないし、理解もできないし、リアル感がないというのは保護者としての実感ですので、少しコンタクトの取り方みたいなものも工夫していただければいいのかなと思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかに。

森川委員。

【森川委員】

御説明ありがとうございます。

私、サポーターをしていまして、15、6年になるんですけど、明らかにこのところ、献立をつくるのにかなり御苦労されていらっしゃるというメニューなんですね。それでもすごくおいしくつくっていただいているので、川崎市の給食はすごいなと感じております。

給食というのは、私が思うのは、芸術系の科目と同じで、ここでしかそういったものに触れられない子もいるんですよ。ここでしかクラシックを聴いたことがないとか、ここでしか温かいおみそ汁を飲んだことがないとか、そういう子たちもいる中で、とても重要な、大事なものだと思っています。

もちろん値上げはしないで、苦しい御家庭も多いので、値上げしないのが一番だと思いますが、それとこれとは別のお話だと思うんですが、このお値段が少し上がるじゃないですか。上がったことによって、メニューにどのぐらいの、見て分かるような変化が、1か月の献立表の中に現れるのかなというのを知りたいと思いました。

現実、今、子どもたちも、「ねえ、デザート減ったと思わない」とか、いろいろ分かっているんですね。だんだん分かってきていて、「だよね、今年食べていないよね」とか、いろいろ話が、会話のネタに利用はできるんですけど、そういった意見もあるので、献立表の中に、ああ、給食費上がったけど、例えば今すごく減っちゃったのは、先ほど塩鮭とか言っていましたよね。お魚系はかなり苦しめられていると思うので、好きな子とか割といるので、そういうものが出てくると、上がったけど、出てきたねと、親御さんの中にもだんだんちょっとずつ納得できるかなと思うんですね。

この値段を上げることによって、献立表が変わっていくのかなという、それをちょっと教えていただけたらありがたいなと思います。

【片山健康給食推進室担当課長】

今年度も既に小学校で50円、中学校で60円ほど足りなくて、一般財源や基金を取り崩して導入している状況なので、値上げした分、丸々豪華になるかということ、なかなか難しい部分もあるかなとは思いますが、やっぱり今回アンケートを取らせていただいて、子どもからも、何で最近冷凍みかん出ないんですかとか、塩鮭食べたいみたいなことも上がってきておりますので、できるだけ子どもたちに喜んでいただけるものは、工夫しながら、メリハリつけて出していく必要があると思っておりますし、やっぱり果物、デザートは、他都市と比べても大幅に少ないので、できるだけ出してあげたい。

それこそ、保護者の皆様も、値上げされたけど、ちゃんとよくなっていると実感していただけるような、見た目は必要だと思っております。

【森川委員】

御苦労も多いと思いますが、よろしくお願いします。楽しみにしております。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 8は終了といたします。

報告事項No. 9 学校施設有効活用事業における使用料の見直しについて

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 9「学校施設有効活用事業における使用料の見直しについて」の説明を、地域教育推進課長、お願いいたします。

【二瓶地域教育推進課長】

よろしくお願いします。地域教育推進課長でございます。

それでは、御説明いたします。ファイルNo. 09-1、報告事項No. 9をお開きください。

初めに、資料1 ページ上段、1番、「これまでの経緯」でございますが、令和4年1月から、学校施設の更なる有効活用に向けた取組に着手をし、本年2月には、「実施方針」を策定、もっと使

ってもらう、使いやすくする、みんなで使う、の3つを基本コンセプトとしたところでございます。

また、本年8月には、コンセプトに基づく各種取組の進捗状況や、使用料の見直しに向けた考え方などを御報告させていただきました。

その後、各学校施設開放運営委員会へ我々地域教育推進課の職員が出席をしまして、今後の取組の方向性や使用料の見直しに関する説明を丁寧に行いながら、地域の方からの御意見等を伺ってまいりました。

次に、2番、「使用料算定の考え方」でございますが、「考え方1 原価算定の対象経費」につきましては、本事業の運用に必要な予約システム等の導入に伴うイニシャルコストと、学校施設の利用に伴う光熱水費や消耗品費、人件費、予約システム等の運用保守に伴うランニングコストを対象としてまいります。

次に、「考え方2 受益者負担割合」でございますが、本市の「使用料・手数料の設定基準」における標準的な受益者負担の考え方を準用いたしまして、公共関与の必要性や収益性を踏まえ、受益者負担割合を50%としてまいります。なお、受益者負担割合は、全施設に共通するイニシャル分の対象経費として計上する共通部分の原価にのみ適用してまいります。

次に、資料右側に移りまして、「考え方3 使用料の設定」でございますが、使用料の単位は時間当たりの設定といたしますが、今回の予約システムの導入効果を生かしまして、15分単位での予約が可能となります。徴収は15分単位とした設定を進めてまいりたいと考えております。

次に、「考え方4 使用料の減免措置」でございますが、減免認定団体、今で言えば青少年の健全育成であるとか、障害者の社会参加、こうした団体につきましては、引き続き全ての対象経費を免除としてまいりたいというふうに考えております。

使用料の額につきましては、下段の表にございます5つの施設の種別ごと、右側で言えば昼間の校庭、夜間校庭となりますけれども、この施設の種別ごとに全校一律の額といたしまして、その算定に当たりましては、現行の考え方を踏襲し、光熱水費は実費相当分を使用料に転嫁、受益者負担割合は予約システム等の共通部分の原価にのみ適用することといたします。

資料2ページを御覧ください。左上3番、「新たな使用料について」でございますが、「算出1 共通部分の原価」につきましては、予約システムの導入等に要したイニシャルコスト約2億2,500万円から、今年度、国から交付決定を受けております交付金の9,590万円を引いた上で、システムの運用予定年数である5年で除した額に、運用保守や本事業の運営等に必要なランニングコスト9,312万円を足し合わせております。

1時間当たりの共通部分の原価といたしましては、対象経費の総額を全ての施設種別の開放可能時間数で除した上で、受益者負担割合である50%を掛け合わせた74,88円となっております。

次に、「算出2 水道の単価及び使用量」でございますが、昨年度の決算や利用実績、現地調査の結果等に基づきまして、水道料の単価を1立米当たり729.41円、トイレの使用回数を1時間当たり約11.6回、水道の使用量を1回当たり5.7リットルとしております。

右側に移りまして、「算出3 電気の単価及び使用量」でございますが、電気料の単価につきましては、今年度の契約内容に基づきまして、1キロワットアワー当たり18.67円としております。電気の使用量につきましては、灯具や空調の種類などが異なるため、これらは全て現地調査の結果に基づいて算出した施設種別ごとの平均消費電力量を1時間当たりの使用量としまして、

具体的には中段の表「計算式」欄に記載のとおりとなっております。それぞれの照明に要する電力量を算出しているところでございます。

なお、空調につきましては、現在、ほとんどの体育館及び武道場に空調が整備されていないことから、今回は特別教室等のみ転嫁することとしております。

具体的な使用料の額につきましては、中段の表に赤字でお示ししている部分が1時間当たりの使用料でございます。

先ほどの給食の話ではないですが、手数料につきましては、今回のこちらの額につきましては、市の使用料・手数料の設定基準というものがございまして、おおむね4年で見直すということが明記されております。

ただ、昨今の電気料単価の高騰であるとか、それらは今後の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

最後に、4番、「地域説明等の経過及び今後のスケジュール」でございますが、使用料につきましては、予約システムの導入等に伴う手続や運用の変更等と併せて、本年12月開催予定の定例会に関連規則の改正案をお諮りした上で、来年4月からの適用を予定しております。

本年8月の定例会で御報告差し上げた内容を基に、この間、各学校の開放運営委員会へ、職員が可能な限り直接出向き、また、10月には開放委員会向けの説明会を開催してまいりました。今後も、利用者向けの説明会を各区で開催してまいります。今後も円滑な運用や安全対策等に向けまして、引き続き学校や地域の声を伺いながら、丁寧に取り組を進めてまいります。

説明につきましては、以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

質問等、いかがでしょう。

西井委員。

【西井委員】

本当に丁寧に試算をされて、誰に聞かれても説明がしっかりできる組立てになっているというふうに感じました。御苦労様です。

やはり、値上げはされますけれども、ちゃんと根拠がはっきりしていますし、それから15分単位になることで、利用者が工夫するということで、十分できる措置が施されていると思いました。素晴らしいと思います。

最後にこれ、意見ですけども、これを決めていくに当たって、学校のメンバーも変えられて、地域の中でいろいろ検討されていると思うんですけども、学校によっては大分やっぱりインフラが傷んでいるところがあったりしますので、そこはそれで別の予算というような形で対策をしていきながら、手直しをしていく、修繕費でやっていくというわけだと思うんですけどね。

実際に、全ての人が使っていくという観点では、そういったものは本当はアディショナルに加えて、そこから学校によっては、そういうものが施設費に回せるとか、そういう運用ができるようになってくると、もう少し頑張りがいがあるというか、学校にこれを準備していくということについても、やる気につながるというか、そういうことがあるんじゃないかと思います。

ここまで丁寧にされているのであれば、もう1歩、そういう工夫があると、より多くの人に使

っていただける経営ができるんじゃないかなと、そこを今感じました。

これは最後に感想です。

【二瓶地域教育推進課長】

どうもありがとうございます。

まず、今回新たな使用料を設定することによって、一定程度の歳入が当然見込まれてまいります。

これらの充当先といたしましては、学校運営費で光熱水費、約39億円を要しております。微々たるものではありますが、ここに充当していく予定であります。

ただ、我々、地域を回る中では、非常にやはり校庭に面している外トイレがなかなか使いづらであるとか、いろいろな地域の方から、いわゆる施設設備に関する要望というのいろいろ承っている実態もございます。

今後もそうした地域の方の声には耳を傾けながら、とにかく地元の財産として気持ちよく使っていただきたいというふうに思っておりますので、引き続きいろいろ地域の方の声を伺いながら、我々も進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

坂口委員。

【坂口委員】

ありがとうございます。

学校施設の有効活用として、地域に学校が開かれるということの本当に肝になる事業だなと思って伺っておりました。

特にスマートロックの導入、こちらは大変なことで、簡単ではないと思うんですけども、既存の学校にこれを取り入れるということの難しさを想像しながら伺っていました。

1点だけ質問です。障害者団体や青少年育成に関する団体に関しては無料で使えるということでしたが、予約に関しても優先枠のようなものを設けていらっしゃるかどうか、それだけ確認させていただきます。

【二瓶地域教育推進課長】

ありがとうございます。

まずは、市内の子どもの健全育成、その学区にお住まいのお子さんにやはり第一優先に使っていただきたい、そんなある程度の我々優先順位を、ちょっと学校のほうにも地域の方にもお示しながら、中には市外からも川崎の校庭を使いたい、お勤めの方とかもいらっしゃると思うんですが、まずはその学区にお住まいの義務教育年齢のお子さんに使っていただきたいと思い、そんな優先順位を我々、地域の方にお示しながら、今後進めていく予定であります。

以上でございます。

【坂口委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

今、坂口委員が減免、無料ということでお話ししましたが、それでよろしいのでしたっけ。

【二瓶地域教育推進課長】

減免対象者に関しては、青少年の健全育成及び障害者の社会参加に関係する団体については、免除という形を取ってまいります。

【坂口委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 9は終了といたします。

8 閉会宣言

【小田嶋教育長】

以上を持ちまして、本日の定例会は終了といたします。

(15時47分 閉会)